勝山恐竜化石群及び産地	福井県勝山市北谷町杉山一四字滝ケ平	三番二のうち実測二・三九平方メートル
	同　北谷町杉山九四字土倉山	四番二のうち実測一〇・三二平方メートル、六番二のうち実測二六・〇八平方メートル、六番三のうち実測五六三・三四平方メートル、七番のうち実測三〇八三・八七平方メートル、八番のうち実測八七一・八三平方メートル
	同　村岡町寺尾五一番一一	福井県立恐竜博物館所在のフクイラプトル化石の標本一件、フクイサウルス化石の標本一件、フクイティタン化石の標本一件、コシサウルス化石の標本一件、フクイベナートル化石の標本一件。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福井県教育委員会及び勝山市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡及び特別天然記念物に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月九日

文部科学大臣　松野　博一

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
日光杉並木街道附並木寄進碑	大正十一年内務省告示第四十九号、昭和十三年文部省告示第四十号、昭和十七年文部省告示第五十四号、昭和二十年文部省告示第百七十号、昭和六十年文部省告示第八十一号、平成元年文部省告示第百四号、平成四年文部省告示第十四号、平成七年文部省告示第百十一号、平成十三年文部省告示第四十一号、平成十六年文部省告示第八十三号、平成十八年文部省告示第百十九号、平成二十年文部省告示第百十六号、平成二十二年文部省告示第百十七号、平成二十四年文部省告示第百十四号	栃木県日光市室瀬字下ノ原	四九三番四
		同　室瀬字街道端	一五七番一、一五七番二、一五七番三、一八五番四、一八六番
		同　室瀬字川間々	二〇〇番二
		同　室瀬字南山	二〇四番二、二〇五番、二〇六番一、二〇六番三
		同　室瀬字十石坂	五〇九番八
		同　小代字東原	二九〇番六
		同　倉ケ崎字三並木	七四〇番六一、七四〇番六二のうち実測五〇二・八九平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を栃木県教育委員会及び日光市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月九日

文部科学大臣　松野　博一

上欄		中欄		下欄
名称	関係告示	所在地	地域	名称
平安宮跡	昭和五十四年文部省告示第百七十五号、平成二年文部省告示第九号、平成二十年文部科学省告示第百二十四号	朝堂院跡	三五番一	平安宮跡
内裏跡		京都府京都市中京区聚楽廻東町		内裏跡
豊楽院跡		同　上京区千本通下立売下る小山町	八七九番二	朝堂院跡
				豊楽院跡